

【維持業務】業務別発注基本表（令和8年6月1日～令和9年5月31日）

桑名市における維持業務の発注に当たっては、下表（市内業者優先）のとおりとします。

ただし、案件によっては、競争性等を確保するため、所在地、経審点数等の条件を変更することがあります。

なお、各基本条件の詳細は、別表を御参照ください。

種別	設計金額 (予定価格(税込))	基本条件					
		所在地	許可業種	完成工事高	同種業務	技術者資格	
除草業務	1,000万円～	市内	●	土木	●	●	●
		準市内					
		県内					
		県外					
	500万円～1,000万円未満	市内	●	土木	●	●	
		準市内					
		県内					
		県外					
	50万円～500万円未満	市内	●	土木	●	注1	
		準市内					
		県内					
		県外					
樹木維持業務	500万円～	市内	●	造園	● (注2)	●	●
		準市内					
		県内					
		県外					
	50万円～500万円未満	市内	●	造園	● (注2)	● (注3)	●
		準市内					
		県内					
		県外					

【注1】 「完成工事高」の基本条件を満たさない場合、過去15年以内に官公庁が発注した案件のうち、発注公告に記載の同種業務の履行実績（元請単独で受注）を有している場合に限り、入札に参加することができます。

【注2】 経営事項審査結果の造園工事の完成工事高（2年又は3年平均）が、平均完成工事高合計の1/2以上あることが必要です。

【注3】 「同種業務」の基本条件を満たさない場合、経営事項審査結果の造園工事の完成工事高（2年又は3年平均）が予定価格（税抜）の1/2以上ある場合に限り、入札に参加することができます。

別表

所在地	市内	桑名市内にある本社、本店で桑名市入札参加資格者名簿に登録されていること。
	準市内	本社又は本店が桑名市外にあるが、桑名市内にある支社、支店又は営業所等で桑名市入札参加資格者名簿に登録されていること。
	県内	桑名市を除く三重県内にある本社、本店、支社、支店又は営業所等で桑名市入札参加資格者名簿に登録されていること。
	県外	三重県外にある本社、本店、支社、支店又は営業所等で桑名市入札参加資格者名簿に登録されていること。
完成工事高	発注業種において経営事項審査結果（※）の完成工事高（2年又は3年平均）が予定価格（税抜）の1/2以上あること。 ※ 審査基準日が令和6年10月1日から令和7年9月30日までのものであること。【注1】	
同種業務	過去15年以内（平成23年度以降。ただし、令和9年度の発注は平成24年度以降。）に官公庁が発注した業務（工事）のうち、発注公告に記載の同種業務（工事）の履行（施工）実績（元請単独で受注）を有していること。ただし、契約金額50万円以上であること。【注2】	
技術者資格	発注業務（業種）に適する国家資格2級以上の主任技術者を配置できること。（国家資格の種別は、各発注公告で示すものとする。）	

【注1】 新規登録業者等で指定した期間内の経営事項審査結果を得ていないが、令和7年10月1日以降の審査基準日に係る有効な経営事項審査結果を得ている場合は、上記の同種業務の履行実績を有する場合に限り、予定価格500万円未満の除草業務に限り入札参加を認める。

【注2】 同種業務における官公庁とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村及び建設実績情報のコリズ・テクリス登録システム利用規約第3条第1項第10号に規定する公共機関等を指すものとする。

【注3】 合併、分割及び建設業の譲受（以下「合併等」という。）を行った法人等で、通達（「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」平成20年3月10日国総建第309号、「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」平成20年3月10日国総建第313号及び「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」平成20年3月10日国総建第311号）の規定に基づく経営事項審査を受審した法人等にあっては、合併等の期日をもって、桑名市発注公告に定める審査基準日とする。

【注4】 会社更生法及び民事再生法の規定に基づく手続き開始又は手続きの開始の申し立てがなされている法人等で、通達（「経営再建中の建設業者に係る建設業法上の事務の取扱いについて」平成12年6月1日建設省経建発第111号）の規定に基づく経営事項審査を受審したのち、入札参加資格の再審査の認定を受けた法人等にあっては、経営事項審査で認定された審査基準日をもって、桑名市発注公告に定める審査基準日とする。